

第三百二十二回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第六号

平成七年五月十七日(水曜日) 午後零時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 坪井 一字君
理事 大浜 方策君
木宮 和彦君
肥田美代子君
星野 朋市君

委員 伊江 朝雄君
北 修二君
柳川 覺治君
糸久八重子君
庄司 中君
菅野 久光君
淵上 貞雄君
風間 昶君
吉田 久之君
池田 治君
武田邦太郎君
市川 正一君
中尾 則幸君
島袋 宗康君

衆議院議員

沖繩及び北方問題に関する特別委員長 鈴木 宗男君

國務大臣

外務大臣 河野 洋平君
防衛庁長官 玉沢徳一郎君

國務大臣 小澤 潔君
防衛施設庁長官 宝珠山 昇君
防衛施設庁総務部長 粟 威之君
防衛施設庁施設部長 小澤 毅君
防衛開発庁総務局長 嘉手川 勇君
外務省北米局長 時野谷 敦君
第一特別調査室長 志村 昌俊君

政府委員

事務局側
第一特別調査室長 志村 昌俊君

本日の会議に付した案件
○沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(坪井一字君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員上原康助君から趣旨説明を聴取いたします。上原君。

○衆議院議員(上原康助君) ただいま議題となりました本法律案は、昨年の第百二十九回国会において、私外八名から衆議院に提出し、去る五月九日、修正議決された後、貴院に送付されたものであります。

御承知のように、沖繩の施政権返還から二十三年余、戦後五十年を経ようとする今日なお、国土面積のわずか〇・六%にすぎない小さな狭い沖繩県に、全国の米軍専用基地の実に七五%に上る膨大な駐留軍用地が集中しており、これが地域の振興開発と沖繩県の均衡ある発展の大きな障害となつておる。返還された駐留軍用地の多くが長期開放遊休地化し、有効利用されていないのが実情であります。

そこで、本法律案は、このような沖繩県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う国、地方公共団体の協力、返還実施計画の策定及び返還された駐留軍用地の所有者等に対する特別の措置を講じようとするものでございます。

私は、脱冷戦時代の協調と共存の新たな国際情勢のもとにある今こそ、本法律案を早期に成立させ、ぜひとも沖繩県が抱える基地問題の解決を目に見えぬ形で前進させたいと考えるものでござい

ます。何とぞ速やかに御賛成くださるようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(坪井一字君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長鈴木宗男君から説明を聴取いたします。鈴木君。

○衆議院議員(鈴木宗男君) 良識の府参議院におきまして趣旨説明ができませんことを大変光栄にかつ感激の気持ちで今この場所に立つておりますことを、まず冒頭に申し上げたいと思つて、本法律案の衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明申し上げます。

その主な内容は、第一に、題名を沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に改めること。

第二に、国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日の翌日から三年間を超えない期間内、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、国が支払つていた賃借料または土地取用法に規定する補償金に相当する額を支給するものとする。

第三に、国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖繩県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

第四に、この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではないものとする。

第五に、この法律は、平成七年六月二十日から施行し、平成十四年六月十九日限りでその効力を失うものとする。

以上、修正の趣旨説明を終わります。何とぞ速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(坪井一字君) 以上で本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようです。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○淵上貞雄君 私、日本社会党・護憲民主連合を代表し、ただいま議題となりました沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案について賛成討論を行います。

ちょうど五十年前、沖繩本島では日米両軍の作戦目的を遂行するため、鉄の暴風と形容されるほど激しい砲撃が続き、長く激しい国内地上戦闘が行われていました。沖繩での戦闘が終結したとき、一般の沖繩県民犠牲者数は十五万名前後に上ると推定されております。当時の沖繩県人口約六十万のうち、実に四人に一人が戦没されたことになりました。

に主な基地は返還されることなく、やがて朝鮮戦争を契機に、米軍は沖繩を太平洋のかなめ石と位置づけ、極東最強の軍事基地を建設し、二十七年にも及ぶ軍事支配を継続いたしました。施政権が返還された後も、今日なお全国の米軍専用基地の七五％が沖繩に集中しています。

沖繩戦からちょうど五十年たったわけですが、五十年前の沖繩が置かれた姿から本日議題となっており、本法案を見詰めてみることに、このことが私には大変大切なことだと思えてなりません。

さて、沖繩における広大な駐留軍用地の存在を十分に認識し、駐留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的、計画的な有効利用を促進していくための特別措置を講ずること、これが本法案に賛成する主な理由ですが、採決に当たって何点か意見を述べたいと存じます。

返還後の軍用地跡地に補償すべき法的根拠がないからと返還後の地主への補償を全面的に否定したり、補償はするが国と貸借契約を結んでいる地主に限ると差別したりなど、立法の過程ではさまざまな意見もありました。

しかし、さまざまな経過を克服し、ついに本法案が成立の運びとなったことに對しまして、まず原案提出者の皆さん及び関係議員の皆さん、議会関係者に心から感謝をしたいと思います。

次に、衆議院における修正部分についてです。第一に、現在、駐留軍用地料収入に依存している市町村財政にとって、給付金の支給額に対する限度額設定は跡地利用計画等を推進する上から重大な影響が出てくるものと思われまます。ついては、市町村財政への影響に對して激変緩和の措置として特別交付金等特別な配慮によって有効な措置を講ずるよう特に政府に要請するものです。第二に、駐留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進することが本法案の本旨であることから、政府は施行に当たって常に立法の精神を尊重して対処するよう求めます。

第三に、原案の国の負担割合等の特例や国有財産の譲与等の規定が削除及び不十分な規定になりましたが、今後、跡地利用計画等に支障のないよう特段の配慮を求めます。最後に、さきの大戦で沖繩において、そしてすべての地域で亡くなられた人々に戦後五十年のこの年に心から追悼の気持ちをあらわして、賛成討論を終わります。

○星野朋市君 私、平成会を代表し、本法律案につきまして賛成の討論を行います。本年は沖繩が昭和四十七年五月十五日に本土復帰を果たしてから二十三年、戦後五十年の節目の年に当たります。本土復帰後、東西冷戦が終結し国際情勢が大きく変化したにもかかわらず、沖繩の米軍基地はわずかに一四％しか返還されず、現在でも全県土の一％、本島に限ると実に二〇％近くが米軍基地によって占められておるのが現状であります。

また、せっかく米軍から返還された土地についても、細切れ返還であるなどの理由で計画的な跡地利用ができず、その結果、多くが長い間有効利用をされずに放置され遊休化しているのが現実であります。そのため、望ましい都市形成や交通体系の整備並びに産業基盤の整備等、地域の振興開発と県土の均衡ある発展を図る上で、米軍用地の計画的な返還、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を推進することが重要かつ緊急の課題となっております。かかる点におきまして、本法立法の趣旨を考へる場合に原案がベストであると思われまます。

以下、問題について若干述べますが、修正の第一点目は、原案第六条の返還実施計画策定の期間で三年間の返還予告期間を期待しておりましたけれども、修正案では、返還の見通しがついたら速やかに通知をすると返還予告規定がいまいにされた点であります。第二点目は、原案第八条の返還後三年間の管理補償措置が年間一千万円の上限が設定されたことによつて、広い土地を米軍に接収され、多大な損

害と不利益をこうむってきた個人や法人または市町村の場合、その使用料は土地所有者の個人や法人または市町村の損害に対する代償であったものが、それを無視して一千万円を上限とした措置はまさに憲法第二十九条の財産権の否定であると言わざるを得ません。

第三点目は、原案第十三条の返還軍用地の跡地利用事業として市町村が土地地区画整理事業等を実施する場合、公園、下水道、学校新設用地の確保等の事業を返還軍用地の広大な地域で実施する場合、市町村にとつては通常の市町村業務以外の大きな財政負担をせねばならなくなります。これら事業に對する補助率のかさ上げが規定されていたものが全面削除されたことは本法に基づく事業の円滑な実施を大きく妨げるものになりかねません。

以上、修正案の問題を指摘したところでございますが、駐留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的かつ計画的な利用を促進していくための特別措置を積極的に講ずるよう強く求めまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に關する法律案に對し、賛成の討論を行います。沖繩における米軍基地の存在は沖繩県の振興開発を促進する上で最大の阻害要因となつており、県民生活にもさまざまな否定的影響を及ぼしてきました。また、米軍施設の返還の多くが米軍や政府の都合や部分的な返還という現状の中で、返還跡地の総合的、有効的な利用に至るには長期間を要し、その結果、返還施設を遊休化させ、土地所有者にも経済的負担を増大させてまいりました。これらの諸問題を解決するために、我が党も共同提案者となつて衆議院で提出した軍転特措法案は、一つ、国が軍用地の整理縮小の促進に努める、そのために軍用地の計画的な返還を図る、二つ、返還軍用地に對する地主への財政的補償を実現する、三つ、跡利用事業を進める地方自治体の財政負担を軽減する、などの内容でした。この法

案は沖繩県を初め広範な関係各機関、団体の意見を集約してつくり、一九七八年に革新県政が策定した要綱案の基本的な考え方を踏襲したものであります。だからこそ一九九四年六月に提出された原案を最大限に尊重して成立させてほしいという県民の声としても示されてきたのであります。

今回、衆議院で採択された本法案には修正案が盛り込まれ、当初の原案より後退した部分も少なくありません。我が党はその部分については同意できないことを衆議院の委員会では明確にしたところでありまます。例えば法案の目的を駐留軍用地の返還に伴う特別措置にとどめ、駐留軍用地の整理縮小への努力、計画的な返還と跡地の総合的、有効的利用の促進という国の責任を不明確にし、政府や米軍の都合で返還される従来の限界が克服されていない点です。また、跡利用事業を進める上で地方自治体の財政的過重な負担を軽減するための国の負担または補助の割合の特例や駐留軍用地利用基金などの規定もなくなつています。

さらに、本法案の第十六条では、日米安保条約及び地位協定の円滑な実施を妨げるものではないと定め、法案の執行上では不要の日米安保条項が加えられているのであります。

一方、返還軍用地の地主への補償では、支払い額の限度を年間一千万円、総額三千万円に限定されている問題がありますが、貸借料三年分に相当する補償を実現し、その対象を公共事業を実施する土地だけに限定しなかつたことなどは、県民の要望を満たしたものと評価できるものであります。以上、本法案の幾つかの問題点や前進面について述べましたが、本法案は、沖繩の本土復帰以来二十年にも及ぶ長期間、県民がその成立を願つてきたものであり、部分的に不十分な内容があつたとしても、その基本的な内容においては沖繩県民の要求が反映されている部分も少なくなく、県民の強い要望にこたえる立場から賛成するものであります。

我が党は、本法案の成立を契機として、沖縄における軍用地の縮小、撤去と県民の生活向上のための総合的、有効的利用促進のため、引き続き奮闘する決意を申し述べ、賛成討論を終るものであります。

○中尾則幸君 私、ただいま議題となりました沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別の措置等を講ずる本法案に対し、新党・護憲リベラル・市民連合を代表して、賛成の立場から、その理由と若干意見を申し述べたいと思ひます。

本法案の成立は、全国の米軍専用施設の約七五%が集中している沖縄県にとつては二十年來の悲願であり、この間、法律の制定に尽力をされてきた沖縄県、そして県民はもとより、沖縄県選出の国会議員を初め各議員、また多くの関係者にま

ず敬意を払うものであります。
復帰後二十三年を経過した沖縄県において広大な駐留軍用地の存在は、申すまでもなく、安全かつ良好な生活環境の整備を初め産業の振興、そしてまた県や市町村独自の地域開発等を図る上で大きな障害となつてまいりました。

本法案は、地元沖縄県の各界各層の期待に十分こたえ得なかつたという指摘もありますが、沖縄県の均衡ある発展並びに住民生活の向上などに資する目的で制定されるものであり、その意義は大きいものと考えます。

さて、本法案の中で焦点の一つとなつていた第八条の地主補償について、原案より補償対象が広がり、地主に対してより手厚い措置が講ぜられたことは評価すべきものと考えます。地主補償の上限設定は個人、法人、市町村とも一律年額一千万円となつておりますが、基地の重圧で苦しむ県内の市町村は、その反面、財政面では土地収入に依存するところも少なくありません。こうした市町村財政に与える影響の激変緩和の上からも、特別交付金等、有効な措置並びに特段の配慮を政府に求めます。

また、第六条「返還実施計画」については、原案では「計画的な返還に努めなければならない。」

等、国の責務を明記しているのに対し、修正案では後退した内容となつており、遺憾ではあります。政府は今後も米軍基地の整理縮小に積極的

に努めるべきであります。
そしてまた、戦後五十年、沖縄県民の苦難に満ちた歩みと平和を希求する不断の努力に思いをいたし、沖縄県の発展にさらなる配慮をされるよう要望いたします。私の賛成討論を終ります。

○島袋宗康君 ただいま議題となりました法律案に対し賛成の立場から討論を行います。
まず、冒頭に申し上げたいことは、沖縄にとつて長年の悲願であつたこの重要法案が本日一日をもつて本委員会にて採決されるを得ず、発言の機会が極端に制限されていることとあります。このことは、昨今の政治状況や日程の都合とはいへ

まことに遺憾であります。
さて、この法律案は、御承知のとおり、長い年月と紆余曲折を経て、本日、本委員会にて可決されようとしております。この経緯を思うとき、沖縄県民の長年の強い要望や、沖縄県当局を初め関係諸団体の努力が国会へ通じたという感慨と、これまでの長い道のりの中で実現することができなかった課題の多さに政府・与党の目に見えない壁を感じざるを得ず、複雑な心境が交錯してあります。

もちろん、この法案がここまで到達できたのは本法案提案者の先生方初め多くの方々の御尽力の結果であります。しかし、この法案は発案された際の理念が多くの政治的勢力の衝突の中で変容させられてしまつてしまつておられます。

例えば、この法案の顔とも言うべき題名が変更され、いわゆる軍転特措法と略称できない法案名へと変わつてしまつております。
また、さきに衆議院で審議された原案と本法案を比べても、第一条「目的」には大幅な変更、削除がなされております。

すなわち、本法案には、衆議院原案にあつた軍用地の計画的返還、軍用地跡地の総合的、計画的な

有効利用という文言が欠落してあります。その推進者たるべき国の責任が明確ではなく、甚だ不満が残つております。

その結果、本法案は目標としていた県土全体の平和的利用と均衡ある発展という政治的、社会的側面が薄れ、軍用地主の補償という個人的、経済的側面に力点が移されたような印象を与えるものであります。

申すまでもなく、沖縄の基地は自然発生的に存在して来たものではありません。戦争行為という異常な国家間の紛争と騒擾の中で占領され、その後米軍のブルドーザーと銃剣によつて強制的土地接取により確保されたものであります。それが、その後の対日講和条約という我が国の外交政策によつて追認されたものであります。米軍用地の中で私有地の占める比率が本土の一三%に対して沖縄は三二・七%であり、さらに県内の中部南部はそれぞれ七四・九%と七二・五%という異常なまでの高い数値はそれを物語つておられます。

このように、本法案の第一条「目的」の大幅な変更、削除は、当然のことといへば法案全体の性格を変えてしまつております。その結果、軍用地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特種事情を共通の認識としていたにもかかわらず、それを是正するための実効性を減ずる可能性があることは否めません。

法律の目的はいわば法律の心でありませうけれども、この心を初めて沖縄県民に示し国へ訴えたのは、復帰後沖縄県の二代目知事、平良幸市氏でありました。しかし、本案の日米安保条約、地位協定の円滑な実施を妨げるものではないといふ第十、六条二項の規定は、沖縄県民の感情に対する配慮の裏側に、より厚い米國への思いやりのをのぞかせておられます。

ともあれ、本法案の成立は戦後五十年にけじめをつけ、沖縄県が決意も新たに二十一世紀の国際拠点都市へ向かつて飛躍を図るための前提条件となる返還軍用地の跡利用を進める上で不可欠な措

置が盛り込まれております。その点、跡地利用促進に大きく寄与することになると思ひます。

また、本法案には現段階における県民の要求を可能な限り盛り込んで内容をあり、とりわけ補償対象を拡大した点は率直に評価したいと思います。

今後は、この戦後処理を進める上でこの法律をいかに有効活用できるかにかかっていると申すので、この面でも政府に特段の御配慮を求め、賛成討論といたします。

○委員長(坪井一宇君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。
(賛成者挙手)

○委員長(坪井一宇君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(坪井一宇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。
一、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(衆議院第二百二十九回国会提出、衆議院継続審査)

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案
(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。))に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。
- 二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第六条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

第三条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

第四条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定め

る権利を有する者を含む)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十一条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

第五条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたつた場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第六条 国は、合同委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。))第二十五条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 返還に係る区域
- 二 返還の予定時期
- 三 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

5 前二項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から三十日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から六十日以内に、それぞれ意見を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前四項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第七条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合には、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第八条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもの)において引き続き駐留軍の使用に供されているもの、引き続き駐留軍の使用に供されているもの(以下「返還日」という。)の翌日から三年を超えない期間内、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の

規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(返還日の翌日から三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、三年間)の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について一年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

(調査及び測量)

第九条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを申請することができる。

(市町村総合整備計画)

第十条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項

規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十二条に規定する補償金)の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間(返還日の翌日から三年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、三年間)の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金(次項において「補償金」という。)の額を減じて得た額とする。

二 交通通信体系の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

五 自然環境の保全及び回復に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認められる事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを沖繩県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖繩県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十一條 沖繩県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖繩県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

3 沖繩県知事は、県総合整備計画を定めるときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

いて準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第十二條 総合整備計画は、沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖繩振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖繩県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十三條 国の行政機関の長又は沖繩県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法(昭和四十二年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十四條 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の活用)

第十五條 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(この法律の円滑な実施等)

第十六條 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖繩県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

(政令への委任)

第十七條 この法律に定めるもののほか、この法律

律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年六月二十日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

(防衛庁設置法の一部改正)

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第 号)第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条及び第八条の規定による措置に関すること。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

4 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

平成七年五月二十四日印刷

平成七年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局